

## 「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」

### 改正新旧対照表

旧	新
<p>目次 (略)</p> <p>I 大気汚染状況の常時監視の目的 (略)</p> <p>II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視 (略)</p> <p>III 微小粒子状物質に係る常時監視 (略)</p> <p>IV 有害大気汚染物質に係る常時監視</p> <p>1. 測定対象</p> <p>有害大気汚染物質のなかの優先取組物質（当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等にかんがみ健康リスクがある程度高いと考えられる物質で、別添に掲げるものをいう。）のうち、既に測定方法の確立している物質（ダイオキシン類を除く。）で、以下に掲げるものについて、測定を実施する。</p> <p>アクリロニトリル アセトアルデヒド 塩化ビニルモノマー 塩化メチル クロム及び三価クロム化合物 六価クロム化合物 クロロホルム 酸化エチレン 1, 2-ジクロロエタン</p>	<p>目次 (略)</p> <p>I 大気汚染状況の常時監視の目的 (略)</p> <p>II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視 (略)</p> <p>III 微小粒子状物質に係る常時監視 (略)</p> <p>IV 有害大気汚染物質に係る常時監視</p> <p>1. 測定対象</p> <p>有害大気汚染物質のなかの優先取組物質（当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等にかんがみ健康リスクがある程度高いと考えられる物質で、別添に掲げるものをいう。）のうち、既に測定方法の確立している物質（ダイオキシン類を除く。）で、以下に掲げるものについて、測定を実施する。</p> <p>アクリロニトリル アセトアルデヒド 塩化ビニルモノマー 塩化メチル クロム及び三価クロム化合物 六価クロム化合物 クロロホルム 酸化エチレン 1, 2-ジクロロエタン</p>

旧	新
<p>ジクロロメタン 水銀及びその化合物 テトラクロロエチレン トリクロロエチレン トルエン ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 1, 3-ブタジエン ベリリウム及びその化合物 ベンゼン ベンゾ [a] ピレン ホルムアルデヒド マンガン及びその化合物</p> <p>以上に掲げる物質のうち、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物については、原則として粒子状の物質に限る。水銀及びその化合物については、原則としてガス状のものに限る。</p> <p>水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なると思われるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定を実施することが困難であるため、それぞれの金属及びその化合物ごとに、当該金属化合物の全量又は当該金属及びその化合物の全量（金属換算値）を測定するものとする。クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、現時点では測定が困難であるため、当面、クロム及びその化合物の全量（クロム換算値）を測定するものとする。</p> <p>個々の測定地点における測定物質については、<u>当該測定地点周辺における発生源からの排出の状況、各物質の環境濃度の状況等から、各物質の測定の必要性及び優先度合いを十分考慮し、測定物質を選定するものとするほか、2. (2) ②イ及び③イによる。</u></p>	<p>ジクロロメタン 水銀及びその化合物 テトラクロロエチレン トリクロロエチレン トルエン ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 1, 3-ブタジエン ベリリウム及びその化合物 ベンゼン ベンゾ [a] ピレン ホルムアルデヒド マンガン及びその化合物</p> <p>以上に掲げる物質のうち、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物については、原則として粒子状の物質に限る。水銀及びその化合物については、原則としてガス状のものに限る。</p> <p>水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なると思われるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定を実施することが困難であるため、それぞれの金属及びその化合物ごとに、当該金属化合物の全量又は当該金属及びその化合物の全量（金属換算値）を測定するものとする。クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、現時点では測定が困難であるため、当面、クロム及びその化合物の全量（クロム換算値）を測定するものとする。</p> <p>個々の測定地点における測定物質については、<u>2. (1) に規定する全国標準監視地点においては、原則として測定可能な全ての優先取組物質を測定することとし、2. (1) に規定する地域特設監視地点については、2. (3) ②イ及び③イによる。</u></p>

旧	新
<p>また、風向、風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2. 測定地点の数及び選定</p> <p>(1) 測定地点数</p> <p><u>IIの2.(1)の例による。ただし、同項のア③に規定する測定項目の特性に対応した測定地点数の調整については、同項のア①及び②で算定された数の概ね1/3の数を測定地点数とする。これは、有害大気汚染物質は、長期的な曝露が問題であり、環境基準等が年平均値で設定されているが、年平均値は、日平均値等と比べて、より広範な地域の環境状況を示すものと考えられるからである。</u></p> <p>&lt;IIの2.(1)の規定&gt;</p> <p>2. 測定局の数及び配置</p> <p>(1) 測定局数</p> <p>上記1.の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点</p>	<p>また、風向、風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2. 測定地点の数及び選定</p> <p>(1) 測定地点区分</p> <p>① 全国標準監視地点</p> <p><u>全国標準監視地点とは、全国的な視点を踏まえ、1.で示した全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点をいう。</u></p> <p>② 地域特設監視地点</p> <p><u>地域特設監視地点とは、全国標準監視地点以外の測定地点であって、地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点をいう。</u></p> <p>(2) 測定地点数</p> <p><u>都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における望ましい測定地点数の水準を決定するものとする。望ましい測定地点数の水準は、全国標準監視地点と地域特設監視地点のそれぞれについて、以下のとおり算定する。</u></p>

旧	新
<p>から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。</p> <p>注) 望ましい測定局数の水準は、大気汚染による人の健康の保護及び生活環境の保全の見地から定めるものであることから、車道局など、人が通常生活していない地域又は場所に配置され、環境基準の達成状況の判断に使用されない測定局の数は含まないものとする。また、地域全体の大気汚染状況を把握するための数を示すものであることから、以下のような特殊な目的を有する測定局の数も含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定発生源による突発的かつ高濃度の汚染の把握</li> </ul> <p>ア 全国的視点から必要な測定局数の算定</p> <p>① 人口及び可住地面積による算定</p> <p>大気汚染物質に係る環境基準又は指針値等（以下「環境基準等」という。）は、人の健康の保護の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県ごとの測定局数のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定局数とする。</p> <p>(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定局を設置する。</p> <p>(b) 可住地面積 25 km<sup>2</sup> 当たり 1 つの測定局を設置する。</p> <p>なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。</p> <p>② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整</p> <p>都道府県の測定局のうち、過去 3 年程度の間において、測定項目ごとに環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数を、「中」に該当する測定局を有する都道府県にあ</p>	<p>新</p> <p>① 全国標準監視地点の測定地点数の算定</p> <p>ア 人口及び可住地面積による測定地点数の算定</p> <p><u>有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。この理念に基づき、有害大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県ごとの測定地点数のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定地点数とする。</u></p> <p><u>(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定地点を選定する。</u></p> <p><u>(b) 可住地面積 25km<sup>2</sup> 当たり 1 つの測定地点を選定する。</u></p> <p>なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定地点数の調整を行うこともできることとする。</p> <p>イ 環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整</p> <p><u>環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整として、II の 2. (1) のア②に規定する環境濃度レベル「中」を想定し、アで算定された数の概ね 1/2 の数を測定地点数とする。</u></p> <p>注) 調整の結果により、測定地点の移動、統廃合又は廃止を行う場合は、</p>

旧	新
<p>つては①で算定された数の概ね 1/2 の数を、「低」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね 1/3 の数を測定項目ごとの測定局数とする。</p> <p>「高」：環境基準等を未達成又は達成しているが、基準値の 7 割を超える。</p> <p>「中」：環境基準等を達成しているが、基準値の 3 割を超え、かつ、7 割以下。</p> <p>「低」：環境基準等を達成し、かつ、基準値の 3 割以下。</p> <p>なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した測定局数の調整を行うこともできることとする。</p> <p>注) 調整の結果により、測定局の移設、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。</p> <p>③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整</p> <p>(a) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素 ①及び②で算定された数を測定局数とする。</p> <p>ただし、自動車 NOx・PM 法により定めた対策地域を含む都道府県にあっては、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は、①及び②で算定された数の概ね 4/3 の数を測定局数とする。</p> <p>また、光化学オキシダントの注意報が発令されていない都道府県にあっては、光化学オキシダントは、①及び②で算定された数の概ね 2/3 の数を測定局数とする。</p> <p>(b) 一酸化炭素 移動発生源による汚染が中心であることから、①及び②で算定された数の概ね 1/2 の数を測定局数とする。</p> <p>(c) 非メタン炭化水素 間接的な汚染物質であることから、①及び②で算定された数の概ね 1/2 の数を測定局数とする。</p>	<p><u>測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。</u></p> <p>ウ <u>測定項目の特性に対応した測定地点数の調整</u> <u>イで算定された数の概ね 1/3 の数を測定地点数とする。</u></p>

旧	新
<p>イ 地域的視点から必要な測定局数の算定</p> <p>① 自然的状況の勘案            以下のような地形的な状況や気象的な状況等の地域固有の自然的状況を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。</p> <p>(a) 地形的な状況            山地等により他の地域と分断されている地域、谷筋又は河川・湖沼等の近傍で気流が複雑な地域、海岸部で風速が大きい地域等にあつては、他の地域の大気環境と一体性がなく、一方の都市での測定結果で他方の都市の大気の状態を代表させるのは適当ではない。</p> <p>(b) 気象的な状況            気温、風向、風速、日射量、季節変化等により大気環境に影響を与える。</p> <p>② 社会的状況の勘案            以下のような大気汚染発生源への対応、住民のニーズへの対応、規制や計画の履行状況の確認、今後の開発の予定、各種調査研究への活用等の常時監視の社会的有用性を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。</p> <p>(a) 大気汚染発生源への対応            固定発生源に関しては、工場等の分布、規模及び排出口の高さ等の状況並びに近傍の風向が大気環境に影響を与える。特に、工場が密集している地域等においては、事故等の異常発生時に迅速に対処する必要があることに留意する。また、常時監視の対象物質の測定値から、当該対象物質以外の大気汚染物質の排出動向についても推測ができ、大気汚染物質全般の監視の役割をも果たしている場合がある。            移動発生源に関しては、道路の配置又は変更予定とともに、道路の構造、車種別交通量、走向速度、沿道状況等が大気環境に影響を与える。            また、中・高層ビルの密集している都市部においては、気流やビルの排熱等が大気環境に影響を与える。</p> <p>(b) 当該都道府県以外からの越境汚染による影響への対応</p>	<p>② 地域特設監視地点の測定地点数の算定</p> <p><u>Ⅱの2.(1)のイの例による。ただし、地域の実情に応じ、環境基準等を超える可能性のある地域や幹線道路区間及びそれに準ずる道路区間については、測定地点を移動する又は測定地点を新たに選定する等の対応により、優先的に監視を行うことが望ましい。</u></p>

旧	新
<p>当該都道府県以外からの越境汚染等が季節や気象条件により当該都道府県又は地域に与える影響を考慮して、測定局を配置する。</p> <p>(c) 住民のニーズへの対応 測定局の配置について、地域住民との約束や要望等の社会的要請が存在する場合は、十分な合意を得る必要がある。</p> <p>(d) 規制や計画の履行状況の確認 常時監視は、工場等が自ら行う環境監視体制を補完し、行政が規制の遵守状況を最終的に確認する手段としての役割をも担っている。また、公害防止計画、港湾計画等各種計画において、当該計画の進捗状況を確認する手段として常時監視が積極的に位置づけられている場合がある。</p> <p>(e) 今後の開発の予定 大規模な開発が予定される場合、事前に大気環境の測定を行う必要がある。</p> <p>(f) 各種調査研究への活用 これまで蓄積してきた測定局のデータは、測定局周辺の健康影響調査における平均曝露量等、研究や科学的データの基礎資料としても活用され、重要な役割を担っている。特に、環境影響評価調査において、測定局のデータが活用できる場合、過去からの傾向が明らかなことから、予測評価の精度向上が図られる等、調査の効率化や質的向上に貢献している。</p> <p>③ これまでの経緯の勘案 設置されてから相当の期間を経過し、継続して測定をしてきた測定局については、大気環境の経年変化を知る上で重要な意義を有している。また、測定局の有用性について地域住民から高い評価を得ており、測定局が地域では所与のものとして受け止められている場合も多い。このように、既存の測定局については、これまでの経緯を十分に勘案し、必要に応じて、望ましい測定局数の水準に加算することにより、存続を図ることとする。</p>	

旧	新
<p>(2) 測定地点の選定</p> <p>(1) の規定により算定された測定地点数は、都道府県ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定地点は以下の3つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。</p> <p>① 一般環境</p> <p>一般環境における測定地点は、固定発生源又は移動発生源からの有害大気汚染物質の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点について、地域における有害大気汚染物質による大気汚染の状況の<u>継続的</u>把握が効果的になされるよう選定するものとする。また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。</p> <p>② 固定発生源周辺</p> <p>ア 測定地点の選定</p> <p>固定発生源周辺における測定地点については、<u>移動発生源からの有害大気汚染物質の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点を選定するよう努めるとともに、固定発生源における有害大気汚染物質の製造・使用状況、気象条件及び地理的条件を勘案して、排出が予想される物質の濃度が、固定発生源における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。しかし、それぞれの固定発生源によって、有害大気汚染物質の製造・使用状況等が異なることが考えられるため、ある地点における測定結果から他の地点における大気汚染の状況を推測することは難しい。このため、より多くの地点においてきめ細かく有害大気汚染物質の汚染状況を監視する必要性等の観点から、年度ごとに測定地点を変えて監視を実施することは差し支えない。</p>	<p>(3) 測定地点の選定</p> <p>(2) の規定により算定された測定地点数は、都道府県ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定地点は、<u>測定項目ごとに以下の3つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。</u></p> <p>① 一般環境</p> <p>一般環境における測定地点は、固定発生源又は移動発生源からの有害大気汚染物質の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点について、地域における有害大気汚染物質による大気汚染の状況の把握が効果的になされるよう選定するものとする。また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。</p> <p>② 固定発生源周辺</p> <p>ア 測定地点の選定</p> <p>固定発生源周辺における測定地点については、固定発生源における有害大気汚染物質の製造、<u>使用及び排出の状況、気象条件及び地理的条件を勘案して、排出が予想される物質の濃度が、固定発生源における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、排出の状況については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくPRTR届出データ及びそれに準ずる情報を踏まえ把握することを基本とする。</u></p> <p>また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。しかし、それぞれの固定発生源によって、有害大気汚染物質の製造・使用状況等が異なることが考えられるため、ある地点における測定結果から他の地点における大気汚染の状況を推測することは難しい。このため、より多くの地点においてきめ細かく有害大気汚染物質の汚染状況を監視する必要性等の観点から、年度ご</p>

旧	新
<p>イ 測定項目 固定発生源周辺においては、地域の固定発生源で製造・使用され、排出されると考えられる物質について測定を実施するものとする。</p> <p>③ 沿道 ア 測定地点の選定 沿道における測定地点については、交差点、道路及び道路端付近において、自動車から排出される有害大気汚染物質による大気汚染状況が効率的に監視できるよう、<u>固定発生源からの有害大気汚染物質の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点において、車種別交通量、走行速度、気象条件及び地理的条件を勘案し、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質の濃度が、沿道における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。</u> また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。</p> <p>イ 測定項目 沿道においては、自動車からの排出が予想されるアセトアルデヒド、トルエン、1, 3-ブタジエン、ベンゼン、ベンゾ [a] ピレン、ホルムアルデヒド等について監視を実施するものとする。</p> <p><u>(3) 測定地点の見直し</u> 人口、<u>環境濃度レベル</u>の変化等により <u>Ⅱの2.(1)ア</u>に規定する<u>全国的視点から必要な測定地点数の算定基礎データ</u>が変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化等により <u>Ⅱの2.(1)イ</u>に規定する<u>地域的視点から必要な測定地点数の算定基礎データ</u>が変化した場合には、適宜、測定地点の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。</p> <p><u>(4) 既存の測定局の活用</u></p>	<p>とに測定地点を変えて監視を実施することは差し支えない。</p> <p>イ 測定項目 固定発生源周辺においては、地域の固定発生源で製造・使用され、排出されると考えられる物質について測定を実施するものとする。</p> <p>③ 沿道 ア 測定地点の選定 沿道における測定地点については、交差点、道路及び道路端付近において、自動車から排出される有害大気汚染物質による大気汚染状況が効率的に監視できるよう、<u>車種別交通量、走行速度、気象条件及び地理的条件を勘案し、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質の濃度が、沿道における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。</u> また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。</p> <p>イ 測定項目 沿道においては、自動車からの排出が予想されるアセトアルデヒド、トルエン、1, 3-ブタジエン、ベンゼン、ベンゾ [a] ピレン、ホルムアルデヒド等について監視を実施するものとする。</p> <p><u>(4) 測定地点の見直し</u> 人口等の変化等により <u>2. ①</u>に規定する<u>全国標準監視地点の地点数の算定基礎データ</u>が変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化等により <u>2. ②</u>に規定する<u>地域特設監視地点の地点数の算定基礎データ</u>が変化した場合には、適宜、測定地点の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。</p> <p><u>(5) 既存の測定局の活用</u></p>

旧	新
<p>これまでに設置された一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を有害大気汚染物質の測定地点として活用することは、サンプリングを確実に実行し、また効率的に常時監視体制を整備する上でも有効である。このため、上記 <u>(2)</u> に基づき、選定すべき測定地点として適正であるか判断の上、既存の測定局の中から測定地点を選択することは差し支えない。</p>	<p>これまでに設置された一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を有害大気汚染物質の測定地点として活用することは、サンプリングを確実に実行し、また効率的に常時監視体制を整備する上でも有効である。このため、上記 <u>(3)</u> に基づき、選定すべき測定地点として適正であるか判断の上、既存の測定局の中から測定地点を選択することは差し支えない。</p>
<p>3. 測定頻度等 (略)</p>	<p>3. 測定頻度等 (略)</p>
<p>4. 試料採取口の高さ (略)</p>	<p>4. 試料採取口の高さ (略)</p>
<p>5. 測定方法 (略)</p>	<p>5. 測定方法 (略)</p>
<p>6. 測定値の取扱い及び評価 (略)</p>	<p>6. 測定値の取扱い及び評価 (略)</p>
<p>7. 精度管理及び保守管理 (略)</p>	<p>7. 精度管理及び保守管理 (略)</p>
<p>8. 結果の報告 (略)</p>	<p>8. 結果の報告 (略)</p>
<p>別添 優先取組物質 (略)</p>	<p>別添 優先取組物質 (略)</p>
<p>附則 (平成 17 年 6 月 29 日)</p>	<p>附則 (平成 17 年 6 月 29 日)</p>
<p>「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」は、本通知により改める。</p>	<p>「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」は、本通知により改める。</p>
<p>附則 (平成 19 年 3 月 29 日)</p>	<p>附則 (平成 19 年 3 月 29 日)</p>
<p>平成 17 年 6 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」は、本通知により改める。</p>	<p>平成 17 年 6 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」は、本通知により改める。</p>

旧	新
<p>附則（平成 22 年 3 月 31 日）</p> <p>1. 平成 19 年 3 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. Ⅲの 2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後 3 年を目途に見直しを行うこととする。</p> <p>附則（平成 23 年 7 月 1 日）</p> <p>1. 平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>附則（平成 22 年 3 月 31 日）</p> <p>1. 平成 19 年 3 月 29 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. Ⅲの 2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後 3 年を目途に見直しを行うこととする。</p> <p>附則（平成 23 年 7 月 1 日）</p> <p>1. 平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p><u>附則（平成 25 年〇月〇日）</u></p> <p><u>1. 平成 23 年 7 月 1 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」は、本通知により改める。</u></p> <p><u>2. 本通知は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、本通知の適用により、測定地点数や各測定地点の測定項目数が大幅に変動する場合には、平成 26 年度から 3 年を目途に測定地点や測定項目の見直しを行うことで良い。</u></p>